

浪江都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
〔浪江都市計画区域マスタープラン〕



請戸川河口

福 島 県

目 次

1	基本的事項	1
1)	対象区域.....	1
2)	目標年次.....	1
2	都市計画の目標	2
1)	都市の現状と課題.....	2
2)	都市づくりの理念.....	4
3)	当該都市計画区域の広域的位置づけ.....	6
4)	保全すべき環境や風土の特性.....	6
3	区域区分決定の有無	8
1)	区域区分の有無とその理由.....	8
4	土地利用に関する主要な都市計画の決定方針	9
1)	主要用途の配置方針.....	9
2)	土地利用の方針.....	10
5	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針	13
1)	交通施設.....	13
2)	下水道及び河川.....	15
6	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針	16
1)	主要な市街地開発事業の決定の方針.....	16
7	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針	17
1)	基本方針.....	17
2)	主要な公園緑地の配置方針.....	18
3)	実現のための具体の都市計画制度方針.....	19

1 基本的事項

1) 対象区域

本区域は、双葉郡浪江町の行政区域の一部により構成される約 5,626ha である。

区 分	市町村名	範 囲	面 積
浪江都市計画区域	双葉郡浪江町	行政区域の一部	約 5,626ha
合 計	1 町		約 5,626ha

2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成 12 年度を基準とし、概ね 20 年後の平成 32 年を目標年次とする。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10 年後の平成 22 年を目標年次として定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に対して柔軟性を確保するため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- ・都市的土地利用の規模
- ・都市施設や市街地開発事業の整備目標
- ・主要な緑地の確保目標

2 都市計画の目標

1) 都市の現状と課題

広域的視点から見た現状と課題

本区域は相双地域のほぼ中央部、いわき市より北に約 60km、宮城県仙台市より南に約 90km に位置し、東は太平洋に面し、西側の阿武隈高地を背にして、請戸川と高瀬川が本区域の中央部を流れる自然的環境の豊かな都市である。

江戸時代後期に請戸港が鯉魚などの漁業や南部鉄などの物資の輸送を中心とした産業の玄関口として栄えた。その後、明治時代に国鉄常磐線開通により輸入港の機能を失い、産業機能の中心が浪江に移り、南北に通過する陸前浜街道を中心とした市街地が形成されてきた。その後、南北方向に一般国道 6 号と JR 常磐線、東西方向に一般国道 114 号が走る交通の要衝として発展してきた。

なお、現在も漁港としての機能は盛んであり、請戸川には東北一の規模となるサケの築場が設置され、多くの観光客で賑わっている。また、区域西部の大堀地区では、江戸時代から相馬藩の特産物として大堀相馬焼きが生産され、最盛期には窯元が 100 以上となるなど繁栄してきたが、現在では国の伝統的工芸品として認められた 300 年以上の伝統を 24 軒の窯元が守っている。

浪江町に居住する通勤通学者の 10%以上が大熊町に流出しているが、双葉町から 10%以上、小高町・葛尾村から 5%以上流入するなど流入人口が多く、周辺町村の中では一定の中心的役割を担っている。

近年、常磐自動車道の延伸とインターチェンジの整備、電力産業施設の立地計画等が進められており、本区域の中心的役割は高まりつつある。常磐自動車道及びインターチェンジの整備促進や市街地とのアクセス機能を強化するとともに、一般国道 6 号とこれを補完する南北軸の機能強化による広域連携・地域連携の強化が課題である。また、インターチェンジ周辺や国道沿いにおける適切な土地利用による都市全体の活力向上が求められている。

土地利用に関する現状と課題

本区域の人口は、近年微減傾向にあり、交流人口の増加や多様な産業育成等による都市活力の増進が求められている。また、高齢者の割合も福島県平均レベルを上回っており、高齢社会に対応し、誰もが日常生活において安全・快適・便利に暮らせる市街地づくりが求められている。

中心市街地は JR 浪江駅の東側に形成されており、商業施設の他に役場、郵便局、警察署、消防署等の行政施設が集積している。中心市街地の活性化を図るとともに、適切な道路網の整備によるアクセス機能の強化やすべての人が生活・活動しやすい環境づくりが課題である。

工業系土地利用については、区域の北部と南部に工業団地が位置づけてあるが、その他の既存工業地を位置づけると共に、南部に位置する未造成の工業団地における適切な開発を誘導するための基盤整備が求められている。また、JR 浪江駅西側地区には住宅地と工業地が近接しており、これらの土地利用の位置づけが必要である。

市街地周辺には請戸川や高瀬川等の河川、優良な農地、山林などの豊かな自然的環境があり、海岸部では請戸港を中心とした漁業、観光及びレクリエーション拠点としての活用が求められている。

また、市街地外の土地利用の多くは、山林、農地等として利用されるなど豊かな自然が特色であり、優良農地を中心とした保全が求められている。

都市施設に関する現状と課題

本区域の道路網は、相双地域生活圏の連携軸である一般国道6号、(主)いわき浪江線、(主)相馬浪江線、(一)広野小高線等が南北方向の骨格を形成し、一般国道114号を中心に(一)長塚請戸浪江線等により東西方向の骨格的な道路網が構成されている。現在、常磐自動車道((都)富岡浪江線、(都)浪江原町線)の整備が進められており、開通後は利便性が大きく高まるものと期待される。

交通流動は南北方向が中心であるが、多くの交通量をさばく幹線道路が少ないため、一般国道6号で郊外型小売店舗付近を中心として混雑が発生している。また、福島市と結ぶ一般国道114号は、東西方向に長い市街地を通過する交通量が多い路線である。現在、(仮)浪江インターチェンジへのアクセス道路として、市街地と一体的となった道路整備が進められている。一方、市街地を支える幹線道路の整備は遅れており、南北方向の交通機能の強化と都市内をネットワークする道路網の強化が課題である。

公共交通機関として、JR常磐線が一般国道6号に平行して南北に縦貫し、中心市街地にJR浪江駅を有している。公共交通機関の利用者は近年減少傾向にあるが、住民に身近な交通機関であるなど役割は重要であり、適切な維持が求められる。さらに高齢社会が進行する中で、今後公共交通の役割はますます重要となることから、鉄道やバス交通の機能の維持強化が課題である。

これら都市施設の整備にあたっては、高齢者をはじめ、すべての人が生活・活動しやすいユニバーサルデザインの導入による取り組みが求められる。

本区域の生活雑排水の処理は、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽によって行なわれているが、下水道の整備率が低くなっている。生活雑排水による河川や海の水質の悪化を防止するため、公共下水道の整備促進が求められている。また、本区域内の河川は、比較的流路延長が短く、山間部の急流区間から市街地の緩流区間を流下し、太平洋に注いでいる。市街地や漁港周辺を中心とした、住民が水辺に親しむことが出来る空間整備が求められている。

自然的環境の整備又は保全に関する現状と課題

本区域には、西側に阿武隈高地の斜面緑地、東側には太平洋が広がり、丘陵から海に向けて請戸川や高瀬川などの河川が流れ、その流域に広がる農地によって構成されている。

斜面の緑地は景観・環境面で貴重であるばかりでなく、崖崩れの防止等防災面においても大きく寄与している。また農地は、緑豊かな田園景観を形成している。さらに、海岸や河川は、請戸漁港を中心とした海洋レクリエーションや県立自然公園を含む渓谷部における美しい景観を形成し、憩いやレジャー機能を提供するとともに、潤いのある景観を提供している。

このように、本区域の自然環境は住民の生活等において重要な役割を果たしており、今後ともこの良好な自然環境を保全・活用していく必要がある。

さらにこれらの景観は、建物の高さなど周辺土地利用との調和が重要であり、周辺地区の良好な街並み景観、豊かな自然景観との調和について、今後もその維持が求められている。

2) 都市づくりの理念

「自然と融和した文化都市づくり」

- 相双地域生活圏の副次拠点として、生活拠点となる中心市街地の活性化
- 高規格幹線道路などの整備による周辺都市との連携強化
- 都市の軸となる道路整備による商業・交通環境の整備
- 農地、山林や太平洋の海岸などの個性ある自然的環境を活かしたまちづくり



浪江市街地（浪江町）

大規模な地形の形質変更に対する考え方

本区域における都市活力の形成に向けた都市基盤やレクリエーション基盤の整備にあたっては、現在の地形をできるだけ活用して行うものであり、大規模な地形の形質変更はできるだけ避ける。なお、やむを得ず地形の形質変更を行う場合においても、周辺環境との調和を十分に図る。

隣接市町村との空間的結びつきの考え方

本区域は浪江町のみで構成され、市街地は、隣接町村の市街地と山林、農地等により隔てられているが、隣接する双葉町、小高町との連携が大きく進んでいる。これらの都市との連携をより深めるため、一般国道6号等の浜通り軸や一般国道114号等の東西連携軸により連携・交流を図る一方、農地や山林等により分節化された現在の都市構造を、将来的にも維持する。

自然環境の保全に対する価値観

本区域の西側は、阿武隈高地に連なる山林や請戸川や高瀬川に沿って農地が広がり、東側は太平洋が広がっている。このように、山、川、農地、海という豊かな自然的環境を有している。価値観の多様化や地球環境問題等に対応して、これらの自然環境を後世に継承すべき財産として位置づけ、適正に保全することを基本とする。

人口配置の考え方

用途地域は、現在の人口密度から新たな人口を受け入れる余力があり、将来人口動向は人口増加が見込めない状況であるため、無秩序な市街地拡大防止の観点から、区域外からの転入や区域内での移動は、原則として用途地域において受け入れていく。また、既存集落のコミュニティ維持のため、市街地における人口配置との整合を図りながら、周辺集落においても適度な人口の配置を行う。

市街地の適正規模に関する考え方

既存の工業地を用途地域として新たに指定を行うほかは、原則として用途地域の拡大は行わず、用途地域内での適切な市街地の形成を図る。また、農地や山林等により分節化された現在の都市構造を、将来的にも維持する。

都市機能の強化のために必要となる土地利用については、関係機関との協議を図りつつ、周辺の自然環境との調和に配慮し、適切な規模での配置を行う。

郊外部に位置する既存集落については、引き続きその良好な環境の形成を図る。

農地・農業に関する考え方

農地は、農業基盤をなすものであるほか、生産活動を通じて県土を維持・管理する機能、郷土景観の提供、農業を活かした交流の育成等、様々な役割を果たすものである。このため、今後とも農地としての土地利用に位置づけることを基本とする。

土地利用整序の考え方

副次拠点都市として適正な土地利用を推進するため、用途地域における都市的土地利用を図る。

一方、現在の土地利用との整合を図り、適切な土地利用を推進するため、藤橋地区の工場地の用途地域編入を進める。また計画的な土地利用を誘導するため、一般国道 114 号沿道については、住商工が調和する賑わいのある土地利用を推進する。

なお、市街地中心部の工場跡地を含めた用途地域においては、良好な市街地の形成を目指し、地区計画等の適用により、適正な施設の立地誘導を図る。

一般国道 6 号沿いについては、幹線道路としての交通機能に留意して、交通利便性を活かした土地利用を誘導していく。

都市防災（市民のリスク分担）の考え方

地震・火災等による災害については、救援・消防活動を支える地区レベルの防災拠点となる公園・広場の整備を推進するとともに、避難路の確保や市街地建築物の耐震化・耐火化等を進める。また、災害に関する情報の提供等により、防災意識を高めていく。

また、安全で安心できる災害に強い都市の形成に向け、IT（情報通信技術）を活用した情報提供ネットワーク構築等との連携について検討する。

都市施設の整備・配置に関して基となる考え方

都市施設については、交流ネットワークに資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮して配置することとする。

特に、道路などの交通施設や公園、下水道などの都市施設については、市街地での重点的な整備・配置を行うものであるが、集落地での人口集積を勘案して集落地における適切な配置・整備とともに、市街地と集落地を連絡する道路網の確立に努める。

また、広域化する様々な都市活動に対応して、周辺町村との連携を強化する道路や広域圏の役割分担に応じて必要とされる都市施設を整備する。

なお、都市施設整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、地域住民の参加・協力のもと時代に対応した都市施設の整備に努める。

3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本区域は、相双地域の中央部に位置する副次拠点都市として位置づけられ、周辺都市との連携強化を図りながら、良好な定住環境の形成を目指した都市づくりを進める。

既存の商業・業務機能等の集積を生かして、生活圏中心拠点である原町市、相馬市の拠点機能を補完する副次拠点都市としての機能を強化していく。

また、常磐自動車道、(仮称)浪江インターチェンジの整備を促進し、自動車交通の利便性を活かした新たな産業機能や物流機能、レクリエーション機能を育成していく。

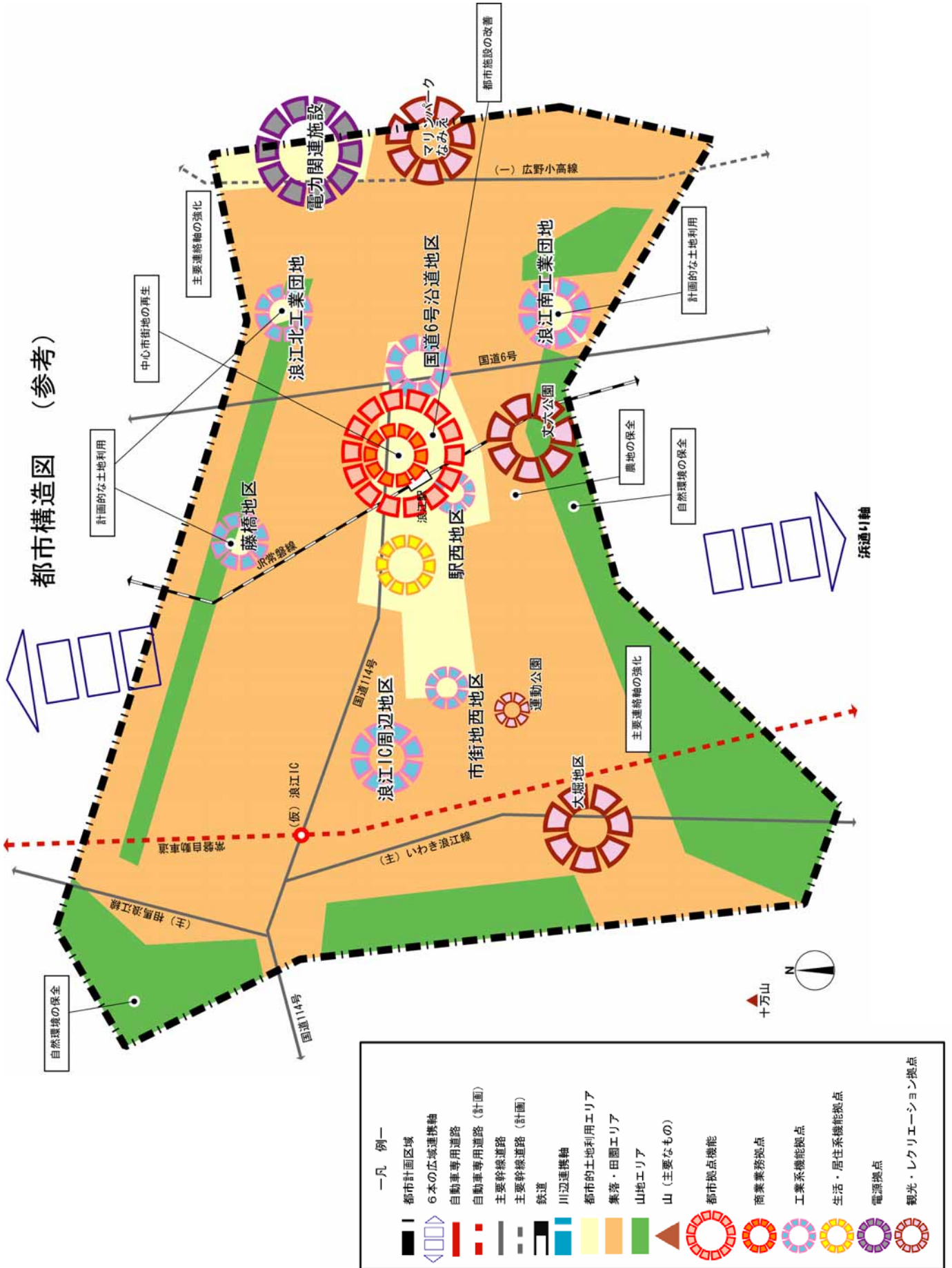
4) 保全すべき環境や風土の特性

海岸部には、海岸段丘、請戸中浜海岸の砂浜と防潮林が織りなす自然景観が形成されている。山から海に向かって請戸川、高瀬川が流れ、山間部の美しい渓谷が近いことをうかがわせる風景、海の近くの広々とした河川敷の風景など多彩な川の表情を楽しむことができる。この河川沿いは、散歩やジョギングコースとして活用され、春は桜、夏はアユ釣り、秋はコスモス畑とサケの遡上などを楽しむことができる。

請戸川、高瀬川は阿武隈高地で渓谷を形成し、一部は阿武隈高原中部県立自然公園として位置づけられており、良好な渓谷美を形成している。また、西側の山林は、水源涵養、崖崩れの防止等多様な機能を有している。

これらは、浪江町特有の環境や風土であり、今後ともこの自然環境の保全を図る。

大堀地区は大堀焼きなどの歴史が現在も継承している地区であり、歴史を後世に伝える地区として位置づけ、文化や地区環境の保全を図る。



3 区域区分決定の有無

1) 区域区分の有無とその理由

区域区分の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めない。

判断理由

本区域は、浪江町の行政区域の東側、海岸沿いの平野部はすべて都市計画区域に含まれており、市街地は本区域の中央に位置している。本区域と周辺都市計画区域の間には農地や丘陵樹林地が広がっており、他都市から市街地が連担する可能性は低い。

本区域の人口は、平成 12 年において約 2.3 万人であり、平成 2 年から平成 12 年にかけて減少している。また、将来においても大きな伸びは予測されず、現在の用途地域の範囲を越える宅地需要は見込まれない。

経済的な見通しは、常磐自動車道及び同インターチェンジの整備が進められており、その完成により、インターチェンジ周辺における工業・流通機能を中心とする産業立地の可能性が高まると考えられるが、これらに対しては、産業基盤を計画的に整備し、産業機能を適正に誘導していくものとする。以上から、急速かつ無秩序な市街地拡大の可能性は少ないと判断される。

土地利用の現状では、用途地域が指定されている地域に市街地が形成されており、新築も殆どが用途地域内で行なわれている。そのため、都市的土地利用の拡散を制限する必要性は低いと判断される。また、本区域には山林・河川・海岸の自然環境、農業生産環境が存在するが、その山林、農地の多くは、地域森林計画対象民有林や農振農用地区域等の他法の土地利用規制が及んでいることから、都市計画上土地利用を制限する必要性は低いと判断される。

また、地域住民から区域区分を定めて欲しいという要望は現時点ではない。

以上の理由により、浪江都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

4 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

1) 主要用途の配置方針

商業・業務地（商業系）

JR 浪江駅前を町の中心的な商業・業務地として位置づけ、駅の東側は地域密着型の商店街としての機能強化やまちなみ景観づくりなどを図る。駅の西側は、駅及び東側の市街地との連携を強化し、公共施設を中心としたサービス業務地としての機能育成を進める。

一般国道 114 号沿道は、一般国道 6 号沿道とともに最寄り品を中心とする沿道商業地として位置づけ、道路拡幅整備にあわせて機能誘導を図る。

工業・流通業務地（工業系）

計画的に造成された工業団地として浪江北工業団地を位置づけ、工業基盤の整備と適正な工業施設の立地誘導を図る。浪江南工業団地は、未造成地となっているため企業が立地していないが、常磐自動車道の整備により交通の利便性が高くなることによって企業誘致が期待されることから、引き続き工業用地として位置づけ、その整備を図る。

藤橋地区の既存工業地を工業地域としての位置づけを図ると共に、棚塩地区においては電力関連施設の位置づけを検討する。(仮称)浪江インターチェンジ周辺地区については、広域高速交通の利便性を活かした工業・流通業務地としての位置づけを検討する。

一般国道 6 号沿道については、幹線道路に面した利便性の高い生産・流通環境を活かして、沿道サービス施設等の幹線道路沿道土地利用を誘導していく。JR 浪江駅西側及び市街地西側の既存工業地については、引き続き工業地として位置づけ、周辺環境維持に配慮する。

住宅地（住居系）

市街地内は、戸建て住宅を中心とする住宅地として位置づけ、道路や公園等の基盤施設が未整備な地区では、土地区画整理事業や地区計画等により、良好な住宅地環境を育成する。

一般国道 6 号及び 114 号沿道については、住環境と調和した沿道サービス等の土地利用を誘導する。

2) 土地利用の方針

用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

町の中心商店街を形成してきた一般国道 114 号沿いの地区は、歴史的な経緯から住居系、商業系及び工業系と多様な用途となっており、今後においても職と住が共存することのできる土地利用の推進を図る。

JR 浪江駅の西側については、JR 浪江駅を活用しながら中心市街地との連携強化を図り、効率的な土地利用を誘導していく。特に、駅前という利便性を活かした商業・業務施設の集積と居住機能が複合した土地利用を進める。

住宅地内の工場跡地については、良好な住宅地等を主体とした住環境に適した土地利用を誘導する。

居住環境の改善又は維持に関する方針

一般国道 114 号沿道地区や上の原地区、駅西側地区においては、地区計画等による良好な住宅地環境の育成に努める。

居住水準の向上と居住環境の改善を図るため、安心して安全に暮らせる質の高い住宅の供給に努める。特に、用途地域内の工場跡地などの低未利用地を積極的に活用した住宅地を配置する。

一方、周辺集落においても良好な住環境の形成に努め、その維持を図る。

都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

都市内の緑地は都市に潤いを与え、豊かな生活を育む景観や環境を形成しており、観光・レクリエーションの拠点として整備・保全を図る。特に丈六公園の一带については、市街地に近接した地域の広域的な公園として整備を図る。

新たに整備を促進していく浪江南工業団地では、周辺山林と調和した景観育成等の観点から適切な緑地の保全・育成に努める。また、既存の工業団地等においても、団地周辺の緑化を推進していく。

優良な農地との健全な調和に関する方針

優良な農地等は、生産性の高い農業経営を確立する上でその根幹をなすものであり、原則として無秩序な市街地拡大を抑制し、今後とも保全していく。市街地の周辺に位置する農地は、都市環境を形成する要素のひとつであり、山林や集落地と一体的な里山景観として位置づけ、適切な保全を図る。

なお、既存集落の維持にあたっては、優良な農地との調和を考慮した適切な土地利用を図る。

自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

海岸部には、海岸段丘、請戸中浜海岸の砂浜と防潮林が織りなす自然景観が形成されている。山から海に向かって請戸川、高瀬川が流れ、山間部の美しい渓谷が近いことをうかがわせる風景、海の近くの広々とした河川敷の風景など多彩な川の表情を楽しむことができる。この河川沿いは、散歩やジョギングコースとして活用され、春は桜、夏はアユ釣り、秋はコスモス畑とサケの遡上などを楽しむことができる。

請戸川、高瀬川は阿武隈高地で渓谷を形成し、一部は阿武隈高原中部県立自然公園として位置づけられており、良好な渓谷美を形成している。また、西側の山林は、水源涵養、崖崩れの防止等多様な機能を有している。

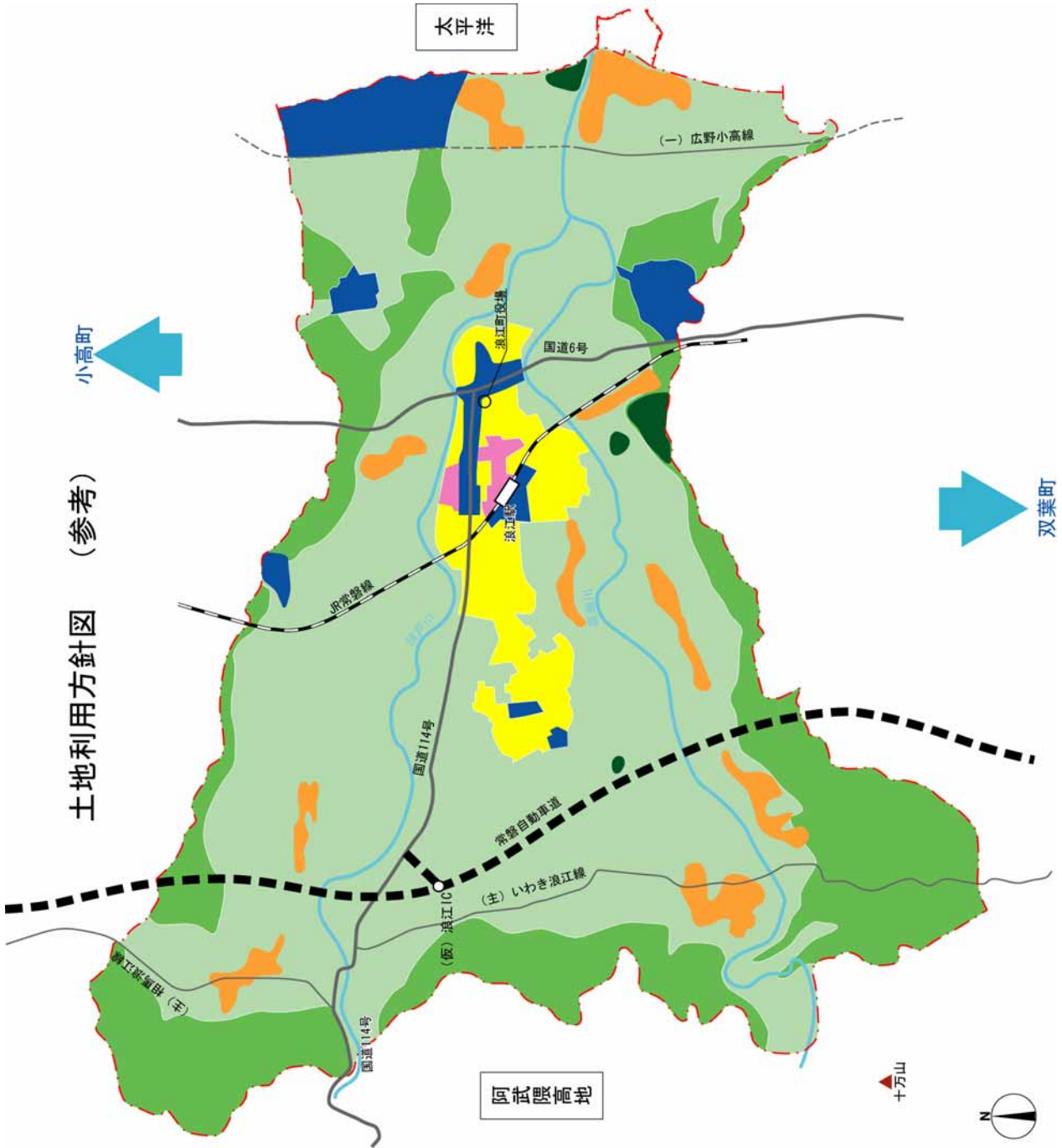
これらは、浪江町特有の環境や風土であり、今後ともこの自然環境の保全を図るため、開発を抑制する。

計画的な土地利用の実現に関する方針

用途地域が定められていない区域は、主に良好な居住環境を維持・保全していく区域とする。

一方、市街地外の既存集落地については、下水道や道路等の生活基盤の整備を進め、周辺の森林や農地と調和した居住環境を育成する。なお、優良な田園居住を実現するための開発を行う場合には、農業環境との調和に配慮しつつ適切な土地利用を誘導する。

請戸地区の既存の漁業集落については、その良好な環境を維持するため、地区計画の導入等について検討する。



土地利用方針図 (参考) 小高町

双葉町

一凡 例一	都市計画区域	市町村界	県庁・合同庁舎・市役所・役場	自動車専用道路	自動車専用道路 (計画)	国道 (計画)	国道 (計画)	主要地方道等	主要地方道等 (計画)	鉄道	河川	住居系市街地	商業系市街地	工業系市街地	集落	優良な農地	その他自然	都市基幹公園	山 (主要なもの)	
	— · — · —	— — —	○	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	▲

5 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。
施設の整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを目指して、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

1) 交通施設

基本方針

ア．交通体系の整備の方針

本区域の道路網は、南北方向に相双地域生活圏の連携軸である一般国道6号、(主)いわき浪江線、(主)相馬浪江線、(一)広野小高線等が骨格を形成し、東西方向に一般国道114号を中心に(一)長塚請戸浪江線等の骨格的な道路網が構成されている。現在、常磐自動車道の整備が進められており、開通後は利便性が大きく高まるものと期待される。

交通流動は南北方向が中心であるが、多くの交通量をさばく幹線道路が少ないため、一般国道6号では郊外型小売店舗付近を中心として混雑が発生している。また、福島市と結ぶ一般国道114号は、東西方向に長い市街地を通過する交通量が多い路線である。現在、(仮)浪江インターチェンジへのアクセス道路として、市街地と一体的となった道路整備が進められている。一方、市街地を支える幹線道路の整備は遅れており、南北方向の交通機能の強化と都市内をネットワークする道路網の強化が課題である。

公共交通機関として、JR常磐線が一般国道6号に平行して南北に縦貫し、中心市街地にJR浪江駅を有している。公共交通機関の利用者は近年減少傾向にあるが、住民に身近な交通機関であるなど役割は重要であり、適切な維持が求められる。さらに高齢社会が進行する中で、今後公共交通の役割はますます重要となることから、鉄道やバス交通の機能の維持強化が課題である。

また、これら都市施設の整備にあたっては、高齢者をはじめ、すべての人が生活・活動しやすいユニバーサルデザインの導入による取り組みが求められる。

以上の状況を踏まえて、本区域における交通体系は、次のような基本方針に基づき、整備を図るものとする。

広域的な連携軸の強化

高速道路は、南北の骨格連携軸となる重要な路線であり、都市機能充実のためにも常磐自動車道及び同インターチェンジの整備を促進する。また、一般国道6号及び114号、(主)相馬浪江線、(主)いわき浪江線及び(一)広野小高線の機能強化を進め、広域交通の利便性を確保する。

都市の軸の整備

市街地の骨格となる幹線道路、市街地と広域幹線などを結ぶ幹線道路の整備を進めるとともに、市街地における通過交通の抑制や歩道の確保などにより、安全で快適な道路整備を図る。

交通結節機能の強化

東京と仙台を結ぶ JR 常磐線を鉄道網として位置づけるとともに、副次拠点として、JR 浪江駅を中心とした自動車と公共交通機関などとの適正な機関分担を促進し、様々なニーズに合わせた利用しやすい交通体系を確立する。

特に、自家用車、バスと鉄道との円滑な乗り換えができるよう JR 浪江駅西口駅前広場の整備など交通結節機能の強化に努める。

人にやさしい環境づくり

都市施設整備事業の推進にあたっては、利用しやすい交通機関の確保に努め、拠点となる駅や病院などの公共施設を中心にユニバーサルデザインの導入や歩道の確保を積極的に進め、安全で人にやさしいまちづくりを推進する。

主要な施設の配置の方針

ア．道路

高規格幹線道路

東京と仙台を連絡し南北に縦断する常磐自動車道を高規格幹線道路として位置づけ、早期の整備を促進する。

主要幹線道路

主要幹線道路は、南北方向については一般国道 6 号、(一) 広野小高線、(主) 相馬浪江線、(主) いわき浪江線を位置づけ、浜街道を構成する(一) 広野小高線等の未改良区間の整備を図る。東西方向については、市街地を東西に横断するとともに、高速道路のインターチェンジ及び県北地域生活圏とも連携する一般国道 114 号を位置づけ、まちづくりと一体となった道路の整備を図りながら、連携機能の強化を図る。

幹線道路

幹線道路は、主要幹線道路を補完し区域内の市街地を結ぶ幹線道路として、南北方向の主要幹線道路を東西に連携する(一) 落合浪江線や、南北方向に市街地中央部を通過する(一) 浪江鹿島線((都) 樋渡酒田線)を幹線道路として位置づける。

また、西側に位置する(都) 六福線等の整備を検討し、適正なネットワークの形成を図る。

イ．その他

整備済の JR 浪江駅東口駅前広場に加えて、JR 浪江駅西側において新たに駅前広場の設置を検討し、交通結節機能の強化に努める。

主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な路線については、以下のとおりとする。

【道路】

市町村名	路線名	備考
浪江町	(都) 富岡浪江線	常磐自動車道(自動車専用道路)
	(都) 浪江原町線	常磐自動車道(自動車専用道路)
	(都) 室原幾世橋線	一般国道 114 号

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない

2) 下水道及び河川

基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域の生活雑排水の処理は、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽によって行なわれている。下水道の整備は、市街地形成も踏まえて効率的な施設整備を図っていくものとし、生活雑排水による河川や海の水質の悪化を防止するため、公共下水道計画区域の整備を促進する。

また、河川整備にあたっては、住民が水辺に親しむことのできる環境づくりや自然生態系に配慮した環境づくりに努める。

主要な施設の配置方針

ア 下水道

浪江町公共下水道整備計画に基づき、市街地を中心として配置し、公共下水道計画区域の整備を促進する。

イ 河川

市街地の北側と南側を請戸川、高瀬川等がそれぞれ流下している。河川改修計画に基づき、景観や親水性などの河川環境に配慮しながら、必要な治水施設の整備を行う。

主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

ア 下水道

種 別		名 称
流域下水道		
公共下水道	流域関連	
	単独	浪江町公共下水道

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない

6 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域における市街地開発事業は、市街地の空き地を有効活用した住宅供給の促進や、狭隘な道路の解消等による安全性の向上に寄与する事業を検討する。

7 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

1) 基本方針

自然環境の整備及び保全の必要性

本区域には、西側に阿武隈高地の斜面緑地、東側には太平洋が広がり、丘陵から海に向けて請戸川や高瀬川などの河川が流れ、その流域に広がる農地によって構成されている。

斜面の緑地は景観・環境面で貴重であるばかりでなく、崖崩れの防止等防災面においても大きく寄与している。また農地は、緑豊かな田園景観を形成している。さらに、海岸や河川は、請戸漁港を中心とした漁業、憩いやレジャー機能を提供する水辺空間とともに、潤いのある景観を提供している。

このように、本区域の自然環境は、住民などの多くの人々の生活面や精神面等において重要な役割を果たしており、今後ともこの良好な自然環境の保全を図る必要がある。

なお、必要に応じて建物等の高さ制限により、市街地から阿武隈高地が眺めることができる空間を確保し、都市として良好な自然的環境の維持、形成を図ることを基本とする。



高瀬川渓谷（浪江町）

2) 主要な公園緑地の配置方針

環境保全系統の配置方針

本区域の樹林地や河川については、今後とも都市の自然環境の根幹をなす緑地として、保全していく。特に、区域西側に広がる緑地は、水源の涵養、斜面崩壊防止等の県土保全に寄与しており、今後とも自然環境を保全する地域として保全を図る。また、海岸部の海岸段丘及び防潮林の保全を図るとともに、請戸川、高瀬川等の河川改修にあたっては、自然環境の保全・調和を図る。

レクリエーション系統の配置方針

レクリエーション系統の公園緑地の配置方針は、身近なレクリエーションに資する公園として住区基幹公園を位置づけ、誘致圏、都市防災機能及び生活環境保全機能等を考慮しながら配置する。本区域の広域性、多極性及び地形上の特性などにより誘致圏等の整合がとれない地区については、都市基幹公園の整備に努めることにより、区域を越えた利用を図るものとする。

また都市基幹公園は、町営高瀬野球場、いこいの村なみえ及び丈六公園の一带とマリパークなみえ周辺をスポーツ・レクリエーション需要に対応する拠点として位置づけ、その整備と環境の保全を図る。

防災系統の配置方針

救援・消防活動を支える地区レベルの防災拠点となる公園・広場の整備を推進する。また、崖崩れの危険性の高い箇所は、斜面周辺の緑地を保全するとともに、自然環境と調和する整備を推進し、崖崩れを未然に防止する。

景観構成系統の配置方針

山並み景観の保全、海岸部の松などの植生の保全、農地の保全により、浪江町特有の自然景観を保全・育成する。

また、請戸川、高瀬川などの河川景観の保全と沿岸の緑化等に取り組み、水辺景観の保全・形成を図る。加えて、一般国道 114 号の歩道内の緑化等の整備により、浪江町のシンボルとなる景観づくりを進める。

3) 実現のための具体の都市計画制度方針

公園緑地等の配置方針及び整備目標

主要緑地の配置の方針を踏まえ、住区基幹公園や都市基幹公園の配置を定めるとともに、必要に応じ風致地区、緑地保全地区の指定によって緑の積極的な保全と活用を進める。

本区域における都市計画公園・緑地等の配置方針は、以下のとおりとする。

公園の種別	配置方針の概要
街区公園	住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。
近隣公園	住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。
地区公園	住居系市街地において、徒歩圏域内に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的に利用出来るよう確保を図る。特に、市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場となり、防災の拠点ともなる都市基幹公園として、大堀地区の野球場やテニスコートを含めて総合的な整備を図る。

緑地保全地区等の指定方針及び指定目標

優れた自然環境を有し、景観の面からも重要な緑地であるマリパークなみえ周辺の海岸線や緑地などについては、風致地区の指定を検討し、保全に努めていく。